

	現行の「プレステリア外貨キャッシュカード規定」文言		新しい「プレステリア外貨キャッシュカード規定」文言
1.カードの利用	<新設>	(4)	当行所定の日以降に日本国外の ATM で払戻した実績のある場合で GLOBAL PASS 未保有の場合は、別途申出が無い限り、当行は本人の届出た住所に GLOBAL PASS（多通貨 Visa デビットカード一体型キャッシュカード）を送付（以下「自動送付」といいます）することができるものとします。但し、本人の届出た住所が国内の場合、GLOBAL PASS 会員規約第 10 条に規定のショッピングの利用限度額についてはゼロ円を設定して発行するものとし、ショッピング機能を利用する際には予め限度額を引き上げることを当行に申し出るものとし、本人の届出た住所が国外の場合、GLOBAL PASS は使用制限をかけて発行され、利用の前に予め当行所定の手続きを行うものとします。この場合において、カードの暗証番号を GLOBAL PASS の暗証番号として登録します。なお、代理人カードは上記の自動送付の対象とはならないため、別途当行所定の方法で当行に GLOBAL PASS への切替えを申出るものとします。
2. 日本国外の ATM を利用した預金の払戻	<新設>	(6)	当行ホームページで掲示する所定の日以降は日本国外の ATM の利用はできません。
	以上（2019年10月1日現在）		以上（2021年7月1日現在）